

補助金チェックシート 教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		新年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
1	教委・総務課	私学振興補助金	学校法人 倉田学園	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	図書備品の購入による施設の充実を図る。	学校教育法に基づく中高一貫の普通科教育を行う。	250	250	250	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	230
2	教委・総務課	私学振興補助金	学校法人 藤井学園	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	機器備品の購入による施設の充実を図る。	学校教育法に基づく中高一貫の普通科教育および商業科、家政科の専門教育を行う。	250	250	250	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	230
3	教委・総務課	勤労青年教育振興補助金	丸亀高校定通教育振興会(定時制)	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	定通制教育の普及・充実、生徒の教育活動の振興及び福祉増進を図る。	定通制教育の普及・充実、生徒の教育活動の振興及び福祉増進	80	80	60	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	60
4	教委・総務課	勤労青年教育振興補助金	丸亀高校定通教育振興会(通信制)	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	定通制教育の普及・充実、生徒の教育活動の振興及び福祉増進を図る。	定通制教育の普及・充実、生徒の教育活動の振興及び福祉増進	80	80	60	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	60

補助金チェックシート

教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		新年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
5	教委・総務課	まち並保存事業費(公共事業)笠島伝統的建造物群保存修理事業補助金	伝建地区内の家屋の所有者で、修理修景を行おうとするもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	S60	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費の一部を補助するもの。	保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、国庫補助をうけて復元・修理等を行うものに対し交付するもの。建物の主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等	7,881	12,647	5,756	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	5,000
6	教委・総務課	まち並保存事業費(単独事業)修理修景事業監理費補助金	伝建地区内の家屋の所有者で、修理修景を行おうとするもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	S60	国の重要伝統的建造物群保存地区に選定されている笠島地区の伝統的な町並みを後世に永く伝えていくため、地区内で修理や修景を実施する事業者に対し、工事費や設計管理費の一部を補助するもの。	保存地区内の建造物等で伝統的町並みの景観を保存するため、修理・修景等を行うもののうち国庫補助の対象にならない事業に対し交付するもの。建物の主屋等の工事費 補助率10分の9以内 限度額800万円等				(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	50
7	教委・総務課	まち並保存事業費(単独事業)修理修景工事費補助金	伝建地区内の家屋の所有者で、修理修景を行おうとするもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	S60			1,001	1,151	1,300	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	1,900
8	教委・総務課	まち並保存事業費(単独事業)修理修景事業設計費補助金	伝建地区内の家屋の所有者で、修理修景を行おうとするもの	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	S60						(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	50

補助金チェックシート

教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		新年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
9	教委・総務課	文化財保護協会補助金	丸亀市文化財保護協会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	文化財の保存、保護、活用に対する市民意識の高揚を図ることを目的として活動している丸亀市文化財保護協会の活動を支援し、市民の文化財保護に対する意識の一層の高揚を期待するもの。	文化財の保護と周知を目的とする事業に係る経費、会員の支援及び育成並びに会員相互の協調及び連携を保つことを目的とする事業に係る経費に対し交付。丸亀市補助金等交付規則に基づき交付。	400	400	400	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	400
10	教委・総務課	坂本念仏踊保存会補助金	飯山町坂本念仏踊保存会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	県指定無形民俗文化財の保存・継承活動として展開されている、公開事業、後継者育成事業を支援し、適切な保存・継承を図るため。	県指定無形民俗文化財の保存・継承活動に対し、適切な保存・継承を推進に係る経費に対し交付。丸亀市補助金等交付規則に基づき交付。	180	180	180	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	180
11	教委・総務課	岡田おどり保存会補助金	岡田おどり保存会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	市指定無形民俗文化財の適正な保存管理と活用を図るため。	市指定無形民俗文化財の適正な保存管理と活用、後継者育成等の事業の推進を図るための経費に対し交付。丸亀市補助金等交付規則に基づき交付。	51	51	51	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	51

補助金チェックシート

教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		新年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
12	教委・総務課	公益財団法人中津万象園保勝会補助金	公益財団法人中津万象園保勝会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H20	丸亀藩の別荘として築造された大名庭園である市指定文化財中津万象園の保存及び中津万象園・丸亀美術館の公開や当該施設を活用した文化・芸術に関する事業を行うことで、市民をはじめ県内外の多くの方々に丸亀市の歴史や文化について理解を深めていただくとともに、丸亀市の文化や観光の振興に寄与することができる。	公益財団法人中津万象園保勝会の丸亀市市指定文化財中津万象園の保存、庭園管理等に関する事業の推進に係る経費に対する補助金の交付。 丸亀市補助金等交付規則に基づき交付。	5,000	5,000	5,000	(1)継続するもの	才 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	2,500

補助金チェックシート 教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		新年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
13	教委・総務課	市指定文化財保存修理事業補助金	市指定文化財所有者	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19	市指定文化財を永く適切に保存していくために、文化財の修理や防災設備等の整備に要する費用を補助するものである。現状では緊急に修理や整備が必要であるものに対し補助金を交付し整備を進めている。	市指定文化財の中で緊急に修理や整備が必要であるもの、また重要性の高いものに対し補助金を交付。丸亀市指定文化財保存対策事業費補助金交付要綱に基づき交付。	0	0	5,855	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	0
14	教委・総務課	中津御茶所整備事業補助金	公益財団法人中津万象園保勝会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H19		市指定有形文化財建造物 補助率10分の7以内 予算の範囲内において交付。	700	9,575	0	(1)継続するもの	ア 法令等により補助することが義務付けられている事業等	15,000
15	学校教育課	丸亀市立学校長会運営事業補助金	丸亀市立学校長会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市立学校長会の運営を補助し、小学校部会研究、中学校部会研究などを行うことで円滑な学校経営を実現し、市教育行政の充実を図る。	会費@4,000円×23人と市補助金を合わせて運営。小・中学校部会研究費、消耗品費、国際交流協会会費に使用。	78	78	78	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	78
16	学校教育課	丸亀市立小中学校教頭会運営事業補助金	丸亀市立小中学校教頭会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	市立小中学校教頭会の運営を補助し、月例の研修会や西部教育事務所管内の研修会を行うことで円滑な学校経営を実現し、市教育行政の充実を図る。	会費@500円×31人と市補助金を合わせて運営。研究会会場費、研修謝礼、消耗品費、通信運搬費に使用。	103	103	103	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	103

補助金チェックシート 教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		新年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
17	学校教育課	丸亀市学校保健会運営事業補助金	丸亀市学校保健会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	学校保健会の運営を補助することにより、学校保健活動の振興と幼小中の児童生徒及び教職員の健康な学校生活及び学校教育活動の円滑な推進に寄与する。	総会・講演会費、幼小中学校各部会研究助成費、消耗品費に使用。	160	160	160	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	160
18	学校教育課	丸亀市学校体育会補助金	丸亀市学校体育会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	小学校ソフトミニバレーボール大会の開催(県予選)により、体力の増進と競技力の向上を図る。	選手輸送費、施設使用料、消耗品費に使用。	299	299	299	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	299
19	学校教育課	各種競技大会生徒派遣補助金	丸亀市立中学校長会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H16	文化及び体育の分野で学校を代表して四国大会以上の規模のものに参加する生徒に交通費、宿泊費、器具等搬送費を補助することにより、体力の増進と競技力の向上を図る。	丸亀市立学校児童生徒各種大会補助要綱 交通費(最小限度額)、宿泊費(要保護・準要保護生徒に実費)、器具等搬送費(実費)を補助。	3,710	4,812	5,733	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	4,300
20	学校教育課	丸亀市中学校運動部競技力向上対策事業補助金	丸亀市中学校体育連盟	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H17	スポーツ教室や対外練習試合を行うことにより、中学校の競技力向上と指導者の養成を図る。	スポーツ教室開催費、対外練習試合等派遣補助費、市内リーグ戦開催費、指導者養成費に使用。	1,220	1,220	1,220	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,220

補助金チェックシート 教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的 区分	補助期間 区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		新年度 要求額 (千円)
									H25	H26	H27		説明	
21	学校教育課	丸亀市PTA連絡協議会育成補助金	丸亀市PTA連絡協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ア 一時的なもの	H17	活力あるPTA活動を通して子どもの周囲の大人の資質が向上し、また、家庭・学校・地域で連携することにより、安全安心な地域社会、子どもたちを安心して育てることができるまちを作る一助となる。	団体の予算に基づき、欠損見込額を補助。概算払を通じて年度末に精算。	1,856	1,856	1,856	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	1,856
22	学校教育課	入学金貸付金利子補給金	貸付対象者	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	H16	高等学校等及び大学等に入学を希望する者で、経済的理由により入学金の支弁が困難な者に対し、入学金の貸付けを行うことにより、教育の機会均等を図る。	丸亀市入学金貸付条例に基づき貸し付けた入学金に対して発生する利子を補給する。 (貸付額は 高等学校等・1人につき17万円以内、大学等・1人につき35万円以内)	0	0	5	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	150
23	学校教育課 (少年育成センター)	丸亀市青少年健全育成推進協議会活動運営	丸亀市青少年健全育成推進協議会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	青少年の健全育成のためのあらゆる活動を推進し、これを市民運動へと発展させる。	健全育成に関する啓発活動用品およびチラシの作成。各コミュニティへの健全育成活動への助成。	350	350	347	(1)継続するもの	ウ 他市町との協議等により、市の負担が決定している事業等	350

補助金チェックシート 教育部

番号	担当課	名称	交付先	補助目的区分	補助期間区分	開始年度	補助目的	補助内容	補助金額(千円)			見直し基準該当項目		新年度要求額(千円)
									H25	H26	H27		説明	
24	図書館	子どもの本を読むお母さんの会運営補助金	子どもの本を読むお母さんの会	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	S53	読書講演会の開催、図書館行事の協力、ブックスタート支援等、協働で読書活動を推進し、子どもが人生をより深く生きる力を身に付け、心豊かに成長できるよう支援することを目的とする。	団体が行っている講演会・各種事業等の活動補助	20	20	20	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	20
25	図書館	図書館うさぎ運営補助金	図書館うさぎ	イ 市民等が主体的自立的に行うものであって行政がその支援を行うもの	ウ 中長期的なもの	H17	子どもたちに、読み聞かせやパネルシアターを行うことで、本の楽しさや読書への興味を高め、子ども達と本との架け橋になるべく活動し、もって子供たちの健やかな成長を促すことを目的としている。	団体が行っている講演会・各種事業等の活動補助	20	20	20	(1)継続するもの	オ 市が施策の効果を高めることを目的として実施する補助金等交付事業	20
26	学校給食センター	学校給食会補助金	丸亀市学校給食会	ア 行政がその責任において保護奨励すべきもの	ウ 中長期的なもの	S46	学校給食法の趣旨に基づき、学校給食の充実発展と円滑な運営に協力し、もって学校教育の振興に寄与することを目的とする。	学校給食物資の調達及び学校給食実施園・校への給食費の請求等の事業を実施する学校給食会の運営に関する経費、主に給食会職員の人件費である。	9,268	9,242	11,363	(1)継続するもの	エ 行政目的を達成するために、行政が実施すべき事業を代替又は補完して実施している事業等	10,656